

菜の花コミュニティプラン2023に係る 令和3年度（計画1年目）評価結果について

令和4年5月25日
千葉県社会福祉協議会

本会の行動計画である「菜の花コミュニティプラン2023」の1年目である令和3年度の実施状況を検証するため、次のとおり最終評価を実施した。

1 評価の方法

令和3年度に取組みが計画されていた65項目について評価を実施した。

評価方法は、各担当班長が正・副部局長と協議のうえ1次評価を行い、常務理事・事務局長・事務局次長・参事によるヒアリング（2次評価）を行った後、政策調整委員会に諮り最終評価結果として決定する。これを理事会・評議員会に報告する。

2 評価基準日

令和4年3月31日

3 評価表の作成方法

（1）実績

①年次計画の達成状況

年次計画の項目ごとに評点及びその評価の理由を記載した。

なお、「評点」は下表の評価基準をもとに判定した。

評点	基準
A	計画どおり、または計画を上回る実績をあげている
B	計画の50～100%未満の実施、または実績
C	計画の1～50%未満の実施、または実績
D	未実施

②目標となる指標の状況

設定項目ごとに令和3年度の目標値と年度末時点での実績を記載した。

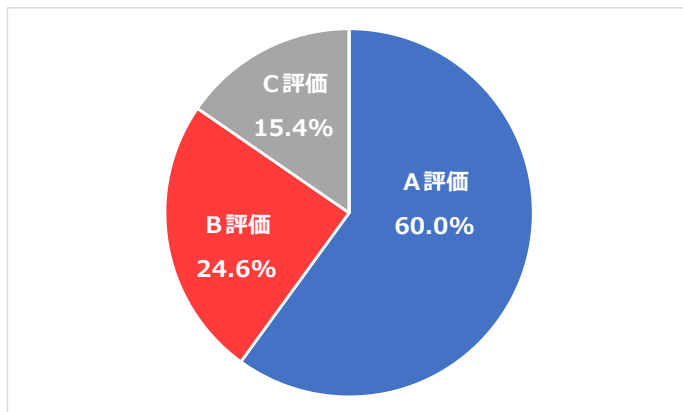
（2）課題・問題点

令和3年度における事業実施の中で考えられる課題・問題点を記載した。

（3）次年度に向けた計画等

評価した事業の令和4年度における展開及び改善策を記載した。

4 評価結果



区分	評価	割合
A	39	60.0%
B	16	24.6%
C	10	15.4%
D	0	0.0%
計	65	100.0%

5 数値目標（計画1年目）に対する達成率（%）



基本目標	アクションプラン	達成率
地域福祉の基盤強化	1 市町村社協の基盤強化を支援します	94.1%
	2 地域共生社会の実現に寄与する仕組みづくりを支援します	91.3%
	3 地域福祉を進める福祉専門職を育成します	44.5%
	4 地域共生社会を支える人材のすそ野を広げます	65.3%
生活支援・権利擁護機能の強化	5 生活福祉資金貸付事業の機能を強化します	33.4%
	6 総合的な権利擁護体制の構築に向けた取組を強化します	97.2%
	7 福祉サービス事業者における苦情解決体制の強化を支援します	83.3%
大規模災害に備えた基盤強化	8 災害ボランティアセンターの基盤整備を推進します	55.9%
	9 千葉県災害福祉支援ネットワークの基盤整備を進めます	78.0%
福祉サービス事業者への支援	10 福祉サービス事業者への支援を強化します	77.3%
福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化	11 福祉人材の確保・定着を支援します	100.0%
	12 外国人介護人材の確保・定着を支援します	88.2%
	13 福祉人材の育成機能を強化します	99.4%
透明性の高い法人運営と経営基盤の確立	14 信頼性と透明性の高い法人運営と働き続けられる職場づくりに努めます	100.0%
	15 財政基盤を強化します	84.2%
全体の達成率		79.5%

6 総 括

○事業の取組状況については、A評価（計画どおり、または計画を上回る実績）が 58.5%であり、B評価（計画の 50～100%未満の実施、または実績）の 26.1%を加えると 84.6%となった。また、計画 1 年目の数値目標に対する達成率については、全体で 78.3%となり、概ね計画どおり進行していることが確認できた。

○主な成果

- ・社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載率が市町村社協は 100%、千葉県社会福祉法人経営者協議会会員法人は 96%となったこと
- ・福祉人材の確保・定着に係る事業（アクションプラン 11 及び 12）については、数値目標を定めた 13 項目のうち 12 項目で 1 年目の目標を達成しており、達成率は 94.1%となったこと
- ・法人運営関係（アクションプラン 14）については、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上など、働き方改革を踏まえた取組み等を含めて定めた数値目標 8 項目の全てを達成することができたこと

等が挙げられる。

○主な課題

- ・新型コロナウイルスの収束が未だ見えず、研修会等においては、開催回数や定員の縮小といった措置を取らざるを得ない状況が続いている。特に、社会福祉研修センターについては、県委託研修は実施できたものの、独自研修として計画していた福祉施設等の職員向けの集合型の研修会をコロナ禍以前のように再開できず、これに伴い法人の自主財源が大幅な減収になっていること
- ・生活福祉資金貸付制度については、令和 2 年 3 月 25 日から開始された緊急小口資金等特例貸付が継続しており、それに対応する業務に忙殺されていることから、本則の長期滞納債権の整理や借受世帯に対する生活相談会等を進めることができない状況が続いていること
- ・市町村管内の社会福祉法人による連携・協働型の「地域における公益的な取組」については、目標値を超える結果となっているものの、具体的な取組みがさらに広がるよう支援していく必要があること
- ・市町村災害ボランティアセンターの運営経費確保に係る当該市町村との事前調整については、調整済み（災害時の災害ボランティアセンター運営に係る協定の締結等）が 32 社協となったが、協議中が 17 社協、今後協議予定が 5 社協となっており、目標である全市町村社協での調整が完了していないこと

等が挙げられる。